

役員等の報酬及び費用 弁償に関する規程

社会福祉法人

大崎福祉会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人大崎福祉会

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大崎福祉会の非常勤理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等という。」）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 公務のため旅行したときは、その旅行において費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、社会福祉法人大崎福祉会旅費規程による。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。

(支給方法)

第5条 日額により報酬が定められている役員等の報酬の支給日は、会議の出席日に支給し、旅費の支給方法については大崎福祉会旅費規程の例による。また、理事長の執務報酬については毎月末日締め翌月25日の支払いとし、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込みとする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員の給与に関する規程第7条第1項に準じた日とする。

(端数の処理)

第6条 報酬額の算定において、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 役員費用弁償等に関する規程は廃止する。
- 3 平成29年3月1日別表第1の改正、同日施行。
- 4 平成29年6月6日一部改正、同年6月16日施行。

別表第1（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額
理 事 長	日額 5,000円
理 事 会	日額 5,000円
評 議 員 会	日額 5,000円
監 事 会	日額 10,000円
評議員選任・解任委員会	日額 5,000円
第 三 者 委 員 会	日額 5,000円
理事長が必要と認めた会議等	日額 5,000円